

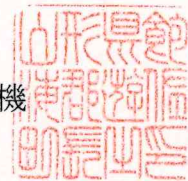


(別紙)

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和5年3月28日

遊佐町長 時 田 博 機



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

南西部地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和5年3月28日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況

○ 経営体数

個人 50経営体

法人 3経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

- ・担い手に集積・集約化する
- ・担い手の分散錯圃を解消する
- ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する
- ・耕作放棄地を解消する